

年 月 日

太子町長 様

太子町体験学習施設使用許可・減免申請書

住 所
(所在地) _____

氏 名
(名 称) _____

代 表 者 名 _____

電 話 番 号 _____ () _____

なお、私（当団体）は、太子町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、又は暴力団密接関係者でないこと及びこの使用は暴力団を利することとなる使用ではないことを確約します。

使用目的と内容

営利 営業/宣伝	有	無	入館料を 徴収する場合	有	無	有の場合 料 金	円						
多 目 的 1	使用年月日	使用時間	使用料				合 計						
	年 月 日	時～ 時	基本料	使用料加算項目				時間					
	年 月 日	時～ 時	400	+	町外 200	+	営利等 600	又は	入館料を徴収する場合 ○1000円未満 200円 ○1000円以上 400円	×	時間	=	円
多 目 的 2	年 月 日	時～ 時	700	+	町外 350	+	営利等 1050	又は	入館料を徴収する場合 ○1000円未満 350円 ○1000円以上 700円	×	時間	=	円
	年 月 日	時～ 時											

持込備品	有	無	持込内容				
使 用 者	責 任 者		(電話)				
	児童・生徒等	男	人	女	人	計	人
	一 般	男	人	女	人	計	人
	計	男	人	女	人	計	人

太子町体験学習施設使用（減免）許可書兼領収書

上記のとおり許可（及び使用料を減免）します。

太 子 町 長

使 用 料	多目的 1	多目的 2	受付許可番号	領収年月日印	
	基本金額	円			円
	加算額	円			円
	減免額	円			円
	差引納付額	円			
合計納付額		円			
備 考					
減免の有無	有	無	条例第10条・施行規則第4条 (/100)		

太子町体験学習施設使用にあたって

- 1 施設の使用に関し、次の事項に該当する場合は、使用の許可をしません。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
 - (2) 太子町暴力団排除条例(平成25年条例第7号)第2条に規定する者であるとき
 - (3) 施設及び設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき
 - (4) 施設の管理運営上支障があると認めるとき

- 2 使用される方は次の事項を守ってください。
 - (1) 許可を受けないで、物品の販売等をしないこと
 - (2) 許可を受けないで、体験学習施設内に張紙、くぎ打等をしないこと
 - (3) 所定の場所以外において、火気(喫煙を含む)を使用しないこと
 - (4) 許可を受けないで、附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと
 - (5) 体験学習施設内の清潔の保持に努めること
 - (6) 騒音、暴力行為等他人に迷惑な行為を行わないこと
 - (7) 体験学習施設の運営に支障をきたすような行為をしないこと
 - (8) 所定の場所以外に立ち入らないこと

- 3 次のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことがあります。
 - (1) 使用許可の条件に違反したとき
 - (2) 条件又条例に基づく規則に違反したとき
 - (3) 災害等緊急やむを得ない事由により、体験学習施設を使用できないとき
 - (4) 申請書に虚偽の記載をしたとき

- 4 使用中において施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに届け出てください。

- 5 駐車場での事故、トラブル等については一切責任をおいしません。

- 6 使用者は、施設等を破損したり、滅失したときは、速やかに原状に復し、又はその損害を賠償してください。

- 7 施設の使用を終えたときは施錠後、総合公園管理事務所に鍵を返却してください。

- 8 係員が指示したときは、その指示に従ってください。

- 9 使用時間は、鍵の受け渡しから返却までを含んだ時間となりますので、ご注意ください。

注意事項

既納の使用料は原則として還付できませんが、次の場合には全部または一部を還付します。

- (1) 天候その他使用者の責めによらない理由により使用不能となったとき。
(使用料の100分の100)
- (2) 使用者が使用する日の7日前までに使用の取消しを申し出たとき。
(使用料の100分の50)